

## 第9期中野区健康福祉審議会 障害部会（第4回）

開催日 令和2年6月19日（金）午後7：02～8：57

開催場所 中野区役所 第9・10会議室（7階）

出席者

### 1. 障害部会委員

出席者 小澤 温、伊藤 かおり、上西 陽子、松田 和也、  
宇田 美子、相澤 明郎、栗原 誠

欠席者 中村 敏彦、森本 興司

### 2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 石崎 公一

健康福祉部 障害福祉課長 河村 陽子

健康福祉部 保健予防課長 只野 孝子

地域支えあい推進部 地域包括ケア推進担当部長 地域包括ケア推進課長（地域包  
括ケア推進担当部長事務取扱） 藤井多希子

地域支えあい推進部 中部すこやか福祉センター所長 高橋 均

地域支えあい推進部 鷺宮すこやか福祉センターアウトリーチ推進担当課長

大場 大輔

子ども教育部・教育委員会事務局 子ども特別支援課長 石濱 照子

## 【議 事】

### ○石崎福祉推進課長

皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、第9期中野区健康福祉審議会の第4回障害部会を始めさせていただきます。

本来、進行は部会長に行っていただくところではございますが、これまでの手続を書面で実施させていただいたこともございますので、後ほど部会長、副部会長の選出について確認をさせていただくまでは、私、福祉推進課長の石崎が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

この部会につきましては委員の半数以上の出席が必要となっております。本日7名の方に出席いただいております。なお、本日、事前に中村委員、森本委員からは書面によるご出席ということでご連絡を頂いております。

それでは、中野区健康福祉審議会条例施行規則第3条第2項の規定に従いまして、部会長、副部会長の選出を行います。既に書面で実施いたしました第1回部会の手続におきまして、部会長につきましては小澤委員にご就任いただくという事務局案に皆様からご同意を頂きました。

副部会長についても部会委員の互選によるとなっておりますが、初対面の方も多いため、皆様方に自己紹介をしていただきまして、その後、改めて副部会長の選出をお願いしたいと思っております。委員名簿は皆様方に郵送で配付済みですが、本日、障害部会の委員の皆様の名簿は改めて机の上に配付してございます。

それでは、簡単にお名前とご専門ないし所属団体、公募の委員の方につきましては審議会委員に応募された動機など、お一人1分程度でお願いできればと思っております。

勝手ではございますけれども、小澤部会長から順番にお願いできればと思います。本日マイクを置いてございます。真ん中の丸いところを押しますと赤いランプがつきますので、来たら丸いところを押していただいて、終わりましたら、またその丸いところを押して切っていただくということで進めていただければと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

#### ○小澤部会長

ただいま部会長に選出されました筑波大学の小澤と申します。名簿の一番最初のところでございますけれども、前期の計画のときも関わらせていただき、また、今回もこのような形で計画づくりということで対応させていただきます。筑波大学の小澤と申します。障害福祉を中心にやっておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。ありがとうございます。

#### ○伊藤委員

皆さん、こんばんは。すぐ近くにあります帝京平成大学児童学科障害小学校・特別支援コースの伊藤かおりと申します。特別支援学校の教員免許を取得する学生に知的障害の分野を中心に教えています。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○上西委員

社会福祉法人中野あいいく会理事長の上西と申します。よろしくお願ひいたします。社会福祉法人中野あいいく会は、親の会の中野区愛育会を母体に、平成14年に発足した社会福祉法人です。知的障害の分野のほうが大きくて、グループホーム、作業所、それから、ヘルパーステーション、相談事業と知的障害のほうでずっとやってきたのですけれども、3年ほど前に中部すこやか福祉センターの受託を受けまして、今は精神の分野、知的、身体、それから、子どもの分野のところで大変勉強させていただいている法人です。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○松田委員

NPO法人リトルポケットの松田と申します。NPO法人リトルポケットは、中野区内で精神障害者の方を中心に地域生活支援として、相談支援事業とか、あと、グループホームとか、作業所とか、その辺の運営を行っております。どうぞよろしくお願ひします。

#### ○宇田委員

NPO法人わかみやクラブが運営しています、障害児の相談支援事業所まっしろキャンパスの宇田と申します。障害児の支援のための計画作成を今350人ぐらいのお子さんを対象にやっています。最近、特に重度の障害児とか、医療的ケアの重篤なお子さんが退院してきた後の計画作成も行っておりまして、ぜひ施策のほうにいろいろな面で生かしていただきたいなと思ひて参加させていただいております。よろしくお願ひします。

#### ○相澤委員

はじめまして。一般財団法人の中野区障害者福祉事業団の常務理事・事務局長の相澤です。よろしくお願ひします。私どもは区内在住の障害者の就労支援を主に担当しております。また、区役所1階に福祉売店がございますが、それも運営しております。区内のB型作業所で作成したいろいろな物品であるとか、パンなどを販売しております。ちなみに、今日は売上がよくて、1日で4万円強売上げがございました。以上です。

### ○栗原委員

名簿の一番最後の公募委員、栗原誠と申します。よろしくお願ひいたします。審議会では、6期と7期のときに委員として参加させていただきまして、お世話になりました。家族に障害の者もおりまして、やはりこれからますますいろいろ変化も激しくなってきましたが、その中で地域活動を含めて、地域での住まい、学校等がこれからより一層求められていくのかなということも考えまして、また応募をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

### ○石崎福祉推進課長

ありがとうございました。

それでは、続きまして副部会長の選出をお願いしたいと思います。先ほどもご説明させていただきましたけれども、副部長につきましては委員の互選によるとされております。事前に書面でもお示しさせていただきましたとおり、事務局といたしましては帝京平成大学現代ライフ学部准教授でいらっしゃる伊藤委員をお願いしたいと思っております。ご異議のない委員の方につきましては拍手にてお答えいただけますでしょうか。

(拍手)

### ○石崎福祉推進課長

ありがとうございます。皆様のご同意を頂きましたので、事務局案を可決させていただきます。

それでは、部会長は小澤委員に、副部長は伊藤委員にお引き受け願ひたいと思ひます。

それではまず、改めまして、部会長、副部長から一言ご挨拶を頂ければと思ひてございます。よろしくお願ひいたします。

### ○小澤部会長

既に3回終わっている、本日は4回目という形にはなっているのですが、こういう形で委員の皆様が対面というのでしょうか、顔を合わせて普通の会議形式を取るのが今回初めてということでございますので、一言簡単に挨拶をと思ひております。もう皆さんが中野区の様々な活動に関わられておりますので、できればそういった知見を基に、今回の障害の計画で言いますと、実は第6期障害福祉計画と、それから、第2期障害児福祉計画の策定というのが一番大きなこの審議会の取組になるかなと思ひます。その他、障害者基本計画に関する事項も取り組まなければいけないということで、いろいろとやるべきことは多々あるのですが、今年度は特にこの新型コロナウイルス感染症の問題が多くのところにも多大な影響を与えておりまして、審議をスムーズに運ぶのが非常に難しいという状況の中で、本日以降、できる限りこういう対面の意見交換を通して、さらに計画を充実させていきたいと思ひておりますので、皆様方におかれましては大変お忙しい上に、こういう事態がプラスのしかかっていますので、ご出席大変な中でございますけれども、できる限りこうやって意見を頂く場を設定して、よい計画にしていきたいと思ひておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。よろしくお願ひいたします。

### ○伊藤副部会長

前回の秋から参加させていただいています伊藤と申します。改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。ちょっとびっくりしているところです。力不足ではありますが、

小澤部会長をはじめ、皆様とよい協議をし、よい計画になっていくように努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○石崎福祉推進課長

ありがとうございました。

それでは、私の議事進行につきましてはここまでとさせていただきます。以降は、小澤部会長に議事をお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○小澤部会長

そうしましたら、これから今回の第4回の障害部会という形になります。皆さんのお手元の次第に沿って進めさせていただきたいと考えております。

まず最初に、区の職員紹介にでございますね。よろしくお願いいたします。

#### ○石崎福祉推進課長

それでは、私から、障害部会の事務局体制ということで、区側の職員を紹介させていただきたいと思っております。お手元の参考1を御覧いただければと思っております。

(事務局職員 自己紹介)

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。事務局体制はこのような形で進めさせていただきますので、皆さんの様々なご意見やご要望に対して対応していただくという形で考えております。

引き続きまして、資料説明という形になっていくかと思っております。これに関しましては、まず、本題に入る前に資料の説明及び、それから確認です。それから、今後の策定スケジュールその他に関してもちょっと確認事項がございますので、事務局のほうからのご説明よろしくお願いいたします。

#### ○石崎福祉推進課長

引き続きまして、私から説明させていただきます。

まず、資料の後ろのほう、参考2-1というものがございましたら、そちらを御覧いただければと思っております。

現計画と次期計画の変更点でございます。この下の「現計画の構成」、「次期計画の構成」となっております。現在の計画につきましては、皆さんのお手元にもお配りしたピンク色の計画でございます。4つの計画で1つの冊子となっております。「中野区健康福祉総合推進計画」、そして「第7期中野区介護保険事業計画」、「第5期中野区障害福祉計画」、「第1期中野区障害児福祉計画」を1冊としてまとめさせていただいて、「健康福祉都市なかの」を実現する本計画とさせていただきます。

今期もこれと同じように進めようと思ったのですが、今、区の基本計画の策定を進めておりまして、その策定期間が令和3年8月にずれ込みました。一方で法定計画でございます高齢者福祉計画と介護保険事業計画、また、障害福祉計画、障害児福祉計画等は3月までに定めなければいけないということで、次期の計画につきましては、この色刷りのところのように、3月策定の計画と、来年、令和3年の8月の策定のものという3冊立てにさせていただきたいと思っております。

参考2-2につきましては、今後の策定スケジュールということで、障害部会につきましては、④というところで進めさせていただくということと、全体会①というところがございます。そして、その下の各計画というところに「障害者・障害福祉・障害児福

祉計画決定」というのが来年の3月ということで決定をさせていただくと、このようなスケジュールになるということでご説明をさせていただいたものでございます。

ここまでよろしいでしょうか。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料でございます。まず、資料1「障害児福祉計画策定に向けての基本的な考え方」です。次に、資料2-1「ライフステージごとの切れ目ない支援体制関係図」です。次に、資料2-2「医療的ケア児への支援の充実イメージ図」です。続きまして、資料3「中野区における主な障害児福祉サービス量の実績について」です。続きまして、資料4-1「障害児通所支援等に係る調査（事業所調査）の実施について」です。次に、資料4-2「2020年度 障害児通所支援に係る調査 調査票」です。次に、資料4-3「2020年度 障害児相談支援に係る調査 調査票」です。次に、資料5-1というのが机の上に置いてあるかと思えます。これにつきましては、「第2回議事へのご意見・ご質問及び事務局からの回答」でございます。次、資料5-2、「第3回の議事へのご意見・ご質問及び事務局からの回答」でございます。そして、資料6が今回書面で参加されている中村委員、森本委員からのご意見・ご質問ということになってございます。

以上、本日の資料となっております。お手元にない資料がございましたら挙手をしていただければ事務局員が持って参ります。よろしいでしょうか。

なお、資料5-1、5-2につきましては、皆様から書面でいただきましたご意見・ご質問に対する回答でございます。審議会への諮問事項でございます「健康福祉総合推進計画改定にあたり盛り込むべき事項」に関する審議事項へのご意見及び回答について一覧にしております。なお、区より情報提供いたしました「健康福祉総合推進計画の概要」及び「新型コロナウイルスへの対応状況」につきましては、審議事項ではなく報告事項でございましたので、頂いたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただきます。ご質問いただいた委員へ、個別に回答いたします。

なお、恐縮ではございますが、本日は第4回の議事について審議していきたいと思っておりますので、こちらのほうは皆様、後ほどお読み取りということでお願いできればと思っております。

私からの説明は以上でございます。

## ○小澤部会長

ありがとうございました。資料が少し分かりにくいことがありまして、大変支障があったかと思えますけれども、まず、1つ目は、実は資料確認の前に、当初の今年度の計画について、計画策定の時期を少し検討し直す必要が出てきまして、来年3月までに策定しなければいけないという部分と、来年8月の策定で進めるという部分と、2種類発生しているということでございます。したがって、1つの冊子でまとめることが今回ちょっと難しいということで、まずご了解していただいた上で、取りあえず審議の流れの中で、その計画に沿って議論を進めていくということでございます。そのところが一番皆さんにご了解していただくことであります。

資料に関しましては、これまでの3回目までの資料、そして、今回の4回目の資料、そして、今日、机上配付資料というか、かなりいろいろな資料がございますので、できる限りその都度、どの回のどの資料と言っておくようにはするのですが、ちょっと分かりにくいときは事務局の方からのサポートを得ながら進めさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、本日の議題は、実がこれまで1、2、3回というところは書面で実施しておりましたので、本来的に言いますと、そのことも含めて今日審議しなければいけないということではあるのですが、ただ、一応今後のタイムスケジュールで進めてい

くと考えますと、本日は第4回の議題を審議することにしたいと思いをします。

先ほど来、次第の3番目の議題というところに入る前の説明にちょっと時間を取らせていただいたのですが、次第の3番です。そこに「障害児支援の提供体制の整備について」。これが本日第4回の一番大きな審議の事項になりますので、まず、このところで審議を進めていきたいと思いをします。

まず最初に、この議題に関する資料の説明をまず事務局にお願いし、その後、審議に入ります。本日、書面参加ということでご意見を書かれている委員の意見を先に取り扱わせていただいた上で、今日、この対面型の会議に参加されている委員のご意見をお伺いすると、そういうふうに順番を考えたいと思いをします。

では、本日の議題に関する資料説明、よろしくお願いをいたします。

## ○石濱子ども特別支援課長

子ども特別支援課長の石濱と申します。まず、第2回の障害部会の資料4「中野区における障害児支援の現状と課題」という、既にお配りしてたものがございしますが、こちらを中心に説明をさせていただきたいと思いをします。今日お手元にない方がいらっしゃる準備がございしますが、皆さん、お持ちいただいていますでしょうか。では、進めさせていただきます。

本日の資料のまず1番、資料1「障害児福祉計画策定に向けての基本的な考え方」を御覧ください。

前回、第2回の施策1、2、3という形で分けてございします。国の基本的な理念に沿って、施策1、2、3と取り上げていますので、これについてはお読み取りいただけたらと思いをします。

資料2-1「ライフステージごとの切れ目ない支援体制関係図」、こちらが今、中野区で切れ目ない支援ということを表した図でございします。

赤で書いてあります「すこやか福祉センター」のところの「保護者支援」、関係機関サービス等」にございします「ペアレントメンター事業」、「後方支援」にございします「保育所等訪問」、こちらの赤字で書いてある部分につきましては、私ども子ども特別支援課がより充実が必要だと考えている事業でございします。

資料2-2「医療的ケア児への支援の充実イメージ図」でございします。こちらは第1期の計画に医療的ケア児の協議の場の設置ということが書いてございしますが、残念ながらまだ未設置でございします。こちらにつきましては、今後の進め方として参考までに、イメージ図を作っております。

今、お話をいたしました資料2-1と資料2-2は、これから第2回の書面会議でお配りしました資料4によりご説明をするときの参考ということで御覧いただけたらと思いをします。

それでは、第2回障害部会の資料4「中野区における障害児支援の現状と課題」ということで、まず、第1期の障害児福祉計画に係る進捗状況でございします。

早速一番最初のところに「保育所等訪問支援の実施」とあります。区としては今まで保育所等訪問支援というものを「保育園等巡回訪問指導」ということで、それに読み替えまして実施をしているということで、今まで解釈をしておりましたところとございします。

ただ、これにつきましては、平成30年より障害児の福祉計画に義務付けられている、保育所等訪問支援という事業は今まで区が行っています保育園等巡回訪問指導というものと比べますと、対象者につきましては、保育所等施設に通って集団での生活や適応に専門的支援が必要な子で、医学的な判断や障害者手帳の有無は問わないというところで、対象につきましては同じでございしますが、実は、保育所等訪問支援につきましては、保

護者からの依頼に基づく保護者の権利保障として提供されるサービスとなっております。現在23区の中で、おおよそ15区がこの事業に着手していますが、なかなかこの制度そのものというのは保育園の了解を取ったりとかいろいろ難しい部分があって、全てがスムーズに行っているわけではないと、実際にやっているところから聞いてございます。

ただ、こういった形で児童福祉法に定められているサービスですので、区が今まで行っている巡回訪問指導とは別にきちんと位置づけていかなければいけないと考えているところでございます。

あと、2ページの下「関係機関が連携を図るための協議の場の設置」でございます。こちらにつきましては、先ほどの資料2-2の「医療的ケア児への支援の充実イメージ図」というところを御覧ください。現在では、国から令和2年度までというのが、なかなか進んでいないということを受けまして、令和5年度までにはきちんと位置づけなさいと言われていたものでございますが、特別区におきましては、先日、障害の課長会のほうにアンケートをさせていただいたところ、14区が既にこの場を設置しているということが分かりました。形態はいろいろでございますけれども、障害福祉課に窓口を設けてやっているというところがほとんどで、コーディネーターの配置につきましては、まだ全区で進んでいるわけではございませんでした。中野区につきましても、今後こちらについては推進していかなければいけないと考えております。

3ページを御覧ください。こちらは「現状と課題」で、今日お配りした資料3にも「サービス量の実績について」というのもございますけれども、現在、簡単に申し上げますと、中野区の場合はお子さんの人口が増加傾向にありますというところであります。

4ページでございます。こちらについては、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給者数も微増という形で、人口増と比べて見ていただければ分かると思います。

そして、施策1の「関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制」についてでございますけれども、現在ここに、早い段階からの気づきのための相談体制の充実ということで、区内4カ所のすこやか福祉センターと併設する障害者相談支援事業所が整備をされ、体制は一応整いました。

その中身がどうなっているのかですけれども、現在、実際に障害者相談支援事業所の状況を見ますと、勘案につきましては、障害者よりも障害児が多くなっていて、今年の3月ですと、障害者が737に比較して、障害児が970となっております。

一方、計画相談のほうですけれども、計画相談は障害者のほうが547、障害児のほうが40という実態になっております。障害児の計画相談という部分で、障害者相談支援事業所のほうでなかなか進んでいかないという実態があります。

その背景には、やはり併設のすこやか福祉センターとの協力関係というか、そういったネットワークにも課題があると思いますし、また、従事していらっしゃる方について、障害児の支援についての知識とか理解とか、そういった点でなかなか児と者を一遍にやっていますので追いついていないという実態がございます。区のほうで、後ほど出てきますが、児童発達支援専門員の派遣ということで、今、研修ですとか、相談支援を行っているところです。

それから、資料の中程に発達支援の必要な子どもに関して、早い段階からの子どもと保護者に対する身近な地域での支援ということで、すこやか福祉センターが中野区ではその役割を果たすということで、一昨年2名の心理職を配置し、昨年度から4名心理職を配置しておりますが、この4名の心理職による専門的支援というのを、今の障害者相談支援事業所との関係も含めまして、充実していく必要があると考えております。

その下にすこやか福祉センターの福祉職が中心になって、保健師も関わっておりますが、令和元年度の関わりについて載せてございます。

次に、(2) ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援体制の拡充でございます。こちら、小学校、中学、転学、通級、巡回指導の利用と、相談件数の推移でだんだん伸びています。

②の保育園、幼稚園からの申し送りですけれども、こちらについても増加傾向にあります。31年度が載っていないのですけれども、直近で申し上げますと、小学校が255、中学が64ということで、やはりかなり数が増えています。

6ページ、こちらに個別支援計画会議、発達支援計画会議の実施がございます。これは、中野区がかなり前から未就学から小学校に入るライフステージの切れ目のときに、申し送りと個別支援会議ということで、学校に対して課題のあるお子さんの申し送りをし、学校生活に慣れた1年生の夏休み、それから、4年生、6年生ということで個別支援計画会議を行って連携をしていくということで、すこやか福祉センターが中心になって、関係機関の束ねということで放課後等デイサービスですとか、学童クラブですとか、あと、保護者の思いを吸い上げて、学校との連携ということで会議を行ってきております。

ただ、実際はどうかと言いますと、私は昨年まですこやか福祉センターの所長をしておりまして、そのすこやか側から個別支援計画会議を見ていて、現在教育委員会側から見ているという形になりますが、学校が求めている情報と送る情報が、うまくマッチングしていない部分がまだちょっとあるかなと感じているところです。

何しろ数がどんどん増えていて、各機関がいろいろな資料を書いているのですけれども、学校がとてつ読み切れない、対応し切れていないという実感がございます。

(3)の保護者、家族への支援の充実でございます。こちらにつきましても、すこやか福祉センターが保護者、家族の支援をしていくということになっておりまして、この下にあります発達支援グループ、親の学びの場支援プログラム、保護者支援プログラム等を行っているところです。令和元年度からペアレントメンター事業を区内の関係団体の協力を得て開始をしています。

すこやか福祉センターを中心として、未就学のお子さんの療育から特別支援に関して、それは専門家の方たちに委ねていく部分ですが、保護者の支援という部分がどうしても抜け落ちがちになるということで、非常に重要なものだと思っております。こちらについてもまだまだ充実が必要だと思っております。

今年度新型コロナウイルスの影響で、このペアレントメンター事業を今年どういうふうに進めていくのかというところで、今後検討が必要な部分もございまして、こういった事業については充実が必要だと考えております。

次に、2番目の「専門的な支援の充実と質の向上」でございます。こちらは、基礎資料として、やはりどんどん増えていますということをお示ししております。

8ページを御覧ください。先ほど申し上げた障害児通所支援事業所の質の向上というところで少し申し上げましたけれども、児童発達専門支援員を派遣して、この表にあるような形で支援を行っているところでございます。すこやか福祉センターの心理職についても同様に行っています。

ただ、事業所自体が日常、非常に窓口業務が立て込んだり、難しい事案があったりしますので、前もって日程調整してもなかなかその場にうまく支援の機会が保障できるわけではございませんので、この辺の仕組みについてももうちょっと違うやり方があるかどうか検討が必要かと考えております。

(2)の障害児相談支援事業所の整備と体制構築でございます。こちらについては指定障害児相談支援事業所の数ですが、圧倒的に増えてはいたませんが、少しずつは増えています。9ページを御覧いただくと分かりますが、やはりそうは言ってもまだセルフプランが2割強あるというところで、この辺についても行政としては何か手を打ってい



なければいけないなと感じているところでもあります。

重層的な地域支援体制の部分でございますけれども、こちらの数字のごとく非常に増えている。発達とか療育の必要なお子さん自体が全体として増えているという感覚的なものもありますし、統計的なものもございますが、あとは、やはり見極め、見立ての部分が中野区ではまだちょっと追いついていないのかなということを感じているところでございます。

それは、すこやか福祉センターを經由して、アポロ園、ゆめなりあに保育園等から依頼があったり、健診で気になるお子さんという形で、最終的にはこのアポロ園、ゆめなりあのほうへ療育という形でつながっていくわけですがけれども、アポロ園、ゆめなりあのほうでは養育相談をした見立てとして、療育でまだもうちょっと時間を置いてもいいかなという方も結構いらっしゃるみたいなのですけれども、関係機関の不安が強く、見立てを早くしてほしいというニーズがあるということです。

(4)の医療的ケア児への支援の充実です。こちらにつきましては、すこやか福祉センターで赤ちゃん訪問ですとか、退院の際に医療的ケアについての情報が入って、ケース検討等を含め把握をしているということになります。

ただ、区の場合、今回新型コロナウイルスの関係で、医療的ケア児に対していろいろ支援物資を送らなければいけないということで、障害福祉とすこやか福祉センターと、児童発達支援施設の情報を全部集めまして、何人必要な方がいらっしゃるかということが分かって、その方たちに対して支援物資を送ったのですが、その後、次から次へ「漏れていました、見落としていました」という状況で、仕組みとして医療的ケア児の全体を把握しているというにはまだちょっとほど遠いと感じております。

障害児の通所施設については、医療的ケア児を受け入れられるように看護師の配置等行っておりまして、今、全体で16人の方について支援をしています。

10ページを御覧いただきまして、先ほど申し上げた医療的ケア児の協議の場についてはご説明したので割愛をします。

3番の「地域社会への参画、インクルージョンの推進」ということになります。保育園、学童クラブ等において、あるいはまた保育園等巡回訪問対象児ということで、やはりニーズがどんどん増えてきているという実態でございますが、私どもの子ども発達支援という担当のところで、本来こういった保育所とか学童クラブに行っているお子さんについてもきちんと把握をしておくべきなのですが、なかなか区の全体像が把握できていないというのが実情です。

12ページ、特別支援教育の状況でございます。こちらについても、課題のあるお子さん、あるいはお子さんに課題があるのかどうか分からないけれども、保護者に課題がある方も増えていて、人数を挙げてしまうとただちょっと増減しているだけなのですが、1人1人に対する支援を時間をかけてやっているところでして、時間がどれだけあっても、人が何人いても足りないという状況です。

⑤一時保護事業の実施ですが、こちらについても先だって国の医療的ケア児の全国ニーズ調査というのがありましたけれども、この結果を見てもみますと、この一時保護についてですが、兄弟の保護者会に行くときに見てもらいたいとか、美容院に行くときに預かってほしいなど、一時保護に対するニーズが非常に高くなってはおりますが、現在は、急病や緊急時のためという形になっているので、自己実現のための時間を確保するために一時保護を利用するという状況には至っておりません。

13ページは、地域社会の障害の理解促進や啓発ということで、区民講演会ですとか、ニュースの発行、リーフレット等の発行をしております。区民講演会等を行っても、本当に興味のある方には何回でも来ていただけるのですが、なかなか区民全体に広がっていくという、その啓発の部分は非常に難しいと感じてございます。

最後の国の指針の見直しで示されている、盛り込む事項についての記載というのがございしますが、こちらはカットするつもりでそのままになっているものです。

すみません。簡単でございますが、以上です。

## ○小澤部会長

ありがとうございました。本来でしたら第2回で概況説明をし、本日はそれを基にして審議を進めるということなのですが、第2回は書面においての審議になりましたので、本日はこの第2回のときの全体概況と、プラス今日、今のご説明を受けて、実際にどういふところを計画の中で検討しなければいけないかという話をする会になっているところでもあります。

私が先ほど言いましたように、進め方に関しまして、先に本日の会議に関しまして書面で意見をすること、書面参加という位置づけで、2人の委員から意見が出ておりますので、その意見を先にちょっと扱わせていただいて、プラス本日参加の委員の皆さんのほうから、ただいまの説明も含めてご意見・ご質問を頂くという形で考えております。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の「第4回議事へのご意見・ご質問」ということで、資料6という番号がついているものがあるかと思えます。これは、本日配付資料ですね。「第4回議事へのご意見・ご質問」ということで、本日お二人の委員から書面で意見を申し上げるということ、私の方で代読させていただいた上で、事務局からその意見に対してのお考えを聞き、その後、皆さんからのご意見・ご質問の時間と考えています。

まず最初は、中村委員から出ておまして、代読させていただきます。児童の成長過程には、将来の社会参加を可能とする目的や目標がある。それは、障害があっても同様に保障されなければならない。幼少期の成功体験は、人を育む上で確実に将来の糧になり得る。障害を補う支援とともに、可能性の発見や潜在能力を引き出す支援につなげてほしい。これは、多分ご意見ということだと思います。

①番が、基本的に理念においては、国の指針を基に関係機関と連携してライフステージを一貫して支援できる体制づくり、専門的支援を充実させて支援の質の向上を図り、地域社会への参加と包容を推進するとあり、そのように推進していただきたいが、国の基本理念が障害者権利条約と乖離していないかという視点も重要であり、国の制度で不足している点は中野区ならではの取組を充実させ、独自の支援策を盛り込むことも検討していただくとありがたいということで、要望意見という形で出ております。

それから、2番目ですけれども、サービス量の実績については、数字の達成状況の総括が主になっているが、その数字が何を意味するのか、もう少し深掘りする必要がある。

3番目ですが、2つの調査票の依頼文には、調査の目的を記述したほうがより丁寧であり、答える方も活用の目的が示されることにより、答えがいがあろうと思うということです。調査票のことに関する意見が出ております。

引き続き、併せて書面のご意見ですので読み上げまして、その後、事務局からこの書面に対してのご意見やご回答を頂くと考えています。

森本委員から出ておまして、障害児への支援も多様化されている。下記のような切り口の検討も必要と思う。以下、障害児全体数の推移、それから医療支援、就労支援、教育支援、生活支援、施設入所支援、自宅療養支援ということで、一応障害児の中にもこのような切り口が必要ではないかと、これはちょっとご意見のような扱いでもいいのかなと思うところでもあります。

ということで、お二人の委員からの、書面で意見及び一部質問的な要素も入っていますので、まず最初に事務局のほうからこの件に関して、何かお考えか、あるいはご回答

ありましたらよろしく申し上げます。

### ○石濱子ども特別支援課長

中村委員のご意見についてですが、国の制度で不足している点は中野区ならではの取組を充実させ、独自の支援策を盛り込むことも検討していただけるとありがたいとございます。今現在、国が示していることにも追いついていないという実態がございまして、具体的に、もし今日そういったことについてのご意見を頂ければ検討させていただきたいと思っております。

サービス量の実績についてもご指摘のとおりで、今、私どものところでやっている障害児の支援につきましても、予算を取って、国の補助金ですとか、負担金ですとか、そういった経理的なものはやっているのですが、実際は障害福祉課のほうに執行委任という形をお願いをしまして、本来でしたら全体をきちんと所管として把握していなければいけないのですが、追いついていないというのが実態で、おっしゃるとおりだと理解しています。

調査票についての説明が漏れてしまいました。今日、資料としてお配りしたところに調査票がついてございます。障害児福祉計画の策定の基礎資料とするために実施をするということで、6月30日に調査票を発送するという予定になっております。

それから、森本委員のご意見に対してですが、医療支援については先ほど一部申し上げてございます。また、かかりつけ医の推進ということにつきましては、すこやか福祉センターが中心になってやっているところがございますが、やはり身近な医師と専門医という2つのパターンが必要だと考えております。

障害をお持ちのお子さんに関しましては、専門医はしっかり持っていらっしゃるのですが、かかりつけ医というのがなかなかすぐに見つからないとか、あるいはやはり心配だからすぐ専門医のほうに行ってしまうという実態もございまして、今、中野区の小児科医会等とも連携を取りつつ、今後進めていきたいと思っております。

実際には、区の療育センターにつきましては、中野区内の小児科医の先生に嘱託医になっていただくとか、また、就学相談のところでも医学相談については、区内の小児科医になっていただくなど、少しずつ区内の小児科の先生方との連携ができる場面も増えつつあるところでございます。

教育支援については、先ほどちょっとご説明をさせていただいております。施設入所とか、その辺についてはまだ、来年度中野区が総合子どもセンターと児童相談所を運営するという方向になりますので、そうしますと、今、東京都がやっている児童相談所設置事務という形で、施設入所に関わる部分も区の事務になってまいりますので、トータルに見えるようになるのかなと思っております。

在宅療養支援につきましては、先ほど一時保護のことを例として挙げましたけれども、視点としてはそういった視点が重要だと認識しているところでございます。

私からは以上です。

### ○小澤部会長

ありがとうございます。お二人の委員から書面での参加ということでございますので、先に取り扱わせていただきました。

あとは、本日の議題は、実はこの障害児支援がメインテーマでありまして、2つ目は報告事項なのですね。ですので、残りの時間はおおむね30分強ぐらいありますので、その時間は、本日参加の委員の皆さんから、この障害児支援に関すること、説明もいろいろな角度でありましたので、それも含めてご意見・ご質問を頂くという時間にしたい

と思います。いかがでしょうか。どんなところからも、先ほどの説明でも、様々なところに触れていたと思いますので、ご意見・ご質問があれば大変ありがたいと思います。

#### ○相澤委員

質問させていただきます。資料1の右側に施策2と、あと、資料2-2にも書いてあるのですけれども、コーディネーターを配置するとありますけれども、説明から言うと、中野区に置くということなのでしょうか。中野区に置くとすれば、どこに置くのか、あるいは、コーディネーターはどのようなイメージなのかということ。あと、施策2に支援調整と書いてありますけれども、それはどこが。コーディネーターがするのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

#### ○小澤部会長

これはご質問でございますので、よろしいでしょうか。

#### ○石濱子ども特別支援課長

ありがとうございます。医療的ケア児のコーディネーターというのは、東京都のほうで、この医療的ケア児の支援を推進していくという目的で、制度を作っております。東京都が研修をしておりますして、中野区では、委員でいらっしゃる宇田委員のところと、ゆめなりあから出ております。職員は、まだいないと思います。

東京都は、医療的ケア児コーディネーターの研修を受けて終了していただいた方たちを中心に、様々なサービスの支援調整を期待しております。生活支援に関するもの、いわゆるフォーマルなサービスだけじゃなくてインフォーマルなサービスも含めて、いろいろな形で支援をしていくところを調整するような役割で、そういった人を区として配置していく。ほかの自治体でも既に始まっているところですので、中野区としても検討していくということで考えております。

宇田委員のほう詳しいと思いますけれども。

#### ○宇田委員

では、質問も併せて、今の話。

#### ○小澤部会長

どうぞ、よろしくをお願いします。

#### ○宇田委員

医療的ケアコーディネーターの研修を東京都がやった2年前の初回のほうで受けています。ハードな研修でした。4日間なのですけれども、2日間講義、8時間ずつ2日間。後の2日間が演習で、全部祭日、日曜日の研修なのですね。だから、恐らく研修を受ける方たちが日常的に平日出られない人を対象にしているような研修だったのですね。

参加しているというか、受講できる条件としては、相談支援専門員か各区市町村の保健福祉に関係する、マネジメントする職員と位置づけられています。基本的には、一番が相談支援専門員になっているので、地域の支援というのは公がやる範囲のものだと思います。けれども、個々の医療的ケア児に対しての支援は相談支援専門医がマネジメントするという、そういう位置づけに恐らくなっているのだろうなとは思っています。

その研修ですごく参考になったのが、いわゆる視点が多職種連携と絶えず言われるのです。多職種連携、多職種連携という形で。その研修のときに、例えば、相談支援専門員は福祉系の職員が多いので、そうすると医療的ケアのお子さんの機器を呼吸器のいろ

いろいろな種類で言われたり、胃ろうってどんな状況かというのも、注入と点滴と何が違うのとか、分からない言葉が随分出てくるのですね。それについて、医療機器の会社が研修場に来て実際試しにやらせてくれたり、福祉系の職員としてはすごく学ぶことがある。

それから、訪問看護ステーションの職員も結構受けに来ていますね。訪問看護ステーションの看護師さんたちにしてみると、地域の福祉サービス、ここのお家を訪問していて、下のお子さんが心配なのだけれども、どこにつなげたらいいのとか、地域の福祉サービスの在り方が分からないということで、地域の子育て支援のサービスのこととか、そういうのを研修の中でされたりというのがあって、本当に多職種連携の支援ですね。

地域の部分、開業医の先生なんかも参加されて、訪問診療という形にちょっと興味を持ってくれるような先生が出てきたりとか、そんな形で。いわゆる中野のこれからの課題にもなるかなと思うのですけれども、1個1個の施策とか障害児の支援も、必要なものをそれぞれ少しずつ始めてはいるのですけれども、それを総合的にどういうふうにつなげるか、連携の仕方とか、いろいろな職種ごとの考え方の違いとか、それをいかにすり合わせていく仕組みを作るか、それぞれがやっていることがうまく生かされていないという状況が、すごく日頃の中で感じているのがあるので、健康福祉部、障害の包括とか、それから、地域支えあい推進という、ここが分かれている上に間にはまってしまっていて身動きとれないところがあるかなと、すごく思うのが毎日あります。

それぞれの部署で取り組んでいることが、相手は1つの家庭なので、そこにうまく連携できるような仕組みにできたらいいのではないかなんていうのが1つあります。

それから、医療的ケア児の研修ですごく学んだのが、障害者で言えば地域生活支援だよと言われてはいますが、そこのお家を支えるいろいろな地域のサービスがいかに入っていける仕組みになるかという、そういうのが。例えば、医療的ケア、24時間態勢で呼吸器をつけているお家なんか、この間も行ったばかりなのですけれども、兄弟がいると、その兄弟がちょっと放りっぱなしになってしまうことがよくありますね。兄弟対応をどうするのかとか、そんなことも含めて、地域のサービスがどういうふうに入れるか、ヘルパー体制をどういうふうに組めるか、その辺も含めての総合的にマネジメントしていくところが、1つの部署では絶対できないことだと思うので、そこをうまくすり合わせるような機能なり、組織が必要ではないかなと。

だから、1個1個の事業を、国から出てくる事業の仕組みをどうするかではなくて、それをつなぐ仕組みをどうするかが、中野でむしろ独自の方法としてやれることではないかなと思っています。以上です。

## ○小澤部会長

ありがとうございます。非常に貴重なご意見も入っていたと思いますので、まさに研修を本当に受講される方々が、それなりに中野区に持ち帰って活動していただくと、単に医療的ケアだけの問題じゃなく、非常にいい人材になっていくということも含めて、非常に貴重なご意見が入っていたと思いますが。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、ほかにいかがでしょうか。ご質問でもご意見でも結構でございます。どうぞ、松田委員。

## ○松田委員

施策1の関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制というところなのですけれども、先ほど石濱さんがご説明いただいたように、支援体制としてこういったライフステージの関係図を見ても、その中にすこやか福祉センターとか、すこやかな障害者相談支援事業所というのがたくさん入っておりまして、そこが中野区としては中核になっ

てやっていくことになると思っています。

一方で、もう1つ報告の中で、子どもの勘案件数がとても増えているということなのですけれども、それに比べて、例えば計画相談が、ほかでは例えば500件以上あるところが、すこやか福祉センターでは40件とか50件ぐらいしかないというところも事実もございます。これは何を見るのかなというところを見たときには、やはりすこやか福祉センターの特徴としては、全ての業務がそこに集約をしているというところもあります。窓口とか、大人とか、いろいろな切り口があると思いますが、その中で40件しかできないというのは、これはもう量的にというか、もう目いっぱい数字なのではないかなと思っています。この計画の支えとなるのは、やはりどれだけ体制を取れるかというところなので、きちんとした現状の、どこまで取れるかの実態の把握というのが必要なのではないかなと思います。そこは、もしこれが質問であれば、少し答えていただければと思います。

### ○小澤部会長

ありがとうございました。ライフステージに沿った切れ目のない支援体制の中で、今、1点出た質問事項なのは、すこやか福祉センターのある種の対応というのでしょうか、そのことと、それから、すこやか福祉センターがライフステージに沿って様々な業務内容を持っているということと、どういう兼ね合いの中で考えていくべきものかということが入っていたと思いますけれども、事務局のほう、よろしいでしょうか。

### ○大場鷲宮すこやか福祉センターアウトリーチ推進担当課長

松田委員のほうからお話がありました計画相談について、児童のほうについては40件というところで、すこやか福祉センターの業務というところが、今後どういうふうにやっていくのかというところは、当然来年度も含めて、すこやか福祉センターの業務も含めて考えていきたいと現在考えております。

### ○石濱子ども特別支援課長

当初すこやか福祉センターを区が設置をし、そのすこやか福祉センターの同じ建物の中に、障害者相談支援事業所と地域包括支援センターを設置した。その中で、すこやか福祉センターが子どもから高齢者に対する切れ目のないサービスの調整を行い、直接は地域包括支援センターだったり、周りの民間事業所だったりするのですけれども、先ほど宇田委員からもありましたけれども、その関係機関をしっかりとつないでいく役割というのがすこやかの本来業務という位置づけで設置をしてきた経緯がございます。それがなかなか十分に果たせていないというところなんです。

それから、子どものほうから言いますと、実際に今、宇田委員のところでもほとんどの障害児の計画相談については背負っていただいているという状況で、今後この状態に甘んじてはられないということがありますので、区としてそれをどうしていくかと考えますと、障害児の相談支援事業の計画相談の部分をやはりすこやかの4カ所の事業所に担っていただきたい。そして、そのための研修を今年から始めさせていただいているところです。

ただ、松田委員からありましたような、全体のマンパワーの問題等につきましては、支えあい推進部のほうでもしっかり検討していかなければいけないかなと考えております。

### ○小澤部会長

ありがとうございました。多分考え方としてはすごく理想的ですばらしいお話なので

すけれども、確かにすこやか福祉センターの在り方ですね。

ただ、それがやっぱり松田委員のご指摘のとおり、なかなか現実でかなり難しいところも多々あるというところも含めて、ただ、この計画の中では、やっぱり支援体制をすすめる必要があるので、ちょっと事務局のほうもいろいろな角度で、支援体制、資料2-1に図を指し示しておりますけれども、業務をもう一度再整理して、様々な角度で点検していただいて。

かねがね大きな課題に、やはり計画相談の問題ですね。子どもさんの計画相談の問題だとか、かねがね課題が挙がっていることですので、せっかくの計画策定期ですので、いろいろな角度で点検していただくような形で取り扱わせていただきたいと思います。

多分、いろいろなところにもいろいろな角度の課題があるだろうと思いますので、それも含めてきっちりと整理をするいい機会になっているのかなと思います。

松田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。非常にかねがねの課題も入っていたと思いますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

全体に関わる事項も多々ありますので、このライフステージごとの切れ目ない支援体制というのは非常に重要な図ですので、具体的にこれをどういうふうにするか今回の計画の中で推進していくかというのは一番大きな検討になると思います。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、上西委員。

## ○上西委員

非常に根本的なところからひっくり返ってしまうような発言になって申し訳ないなと思ひながら発言させていただきます。

私自身が、今年障害を持った娘が36歳になりました。ですので、本当に発見されたときから、保育園、それから小学校、中学校、そして、今、作業所に行くまでのいろいろな体制の中で、非常に時代が違うということ。あと、宇田委員にまた訂正していただければと思うのですけれども、主軸はどこにあるのかと。このライフステージの中で、保育園、すこやか福祉センター、障害児相談支援事業所とか書いてあるのですけれども、子どもが育つのにどこが一番大きな時間を割いて、その子が育つところであるのかとなると、きっと一番最初は気づきの部分の家庭であり、そこから保育園や幼稚園であり、小学校であり、中学校でありというところで、圧倒的にその時間が多いと思います。その中で、将来どういう大人に育つのか、どういう生活を過ごすのか。日中の生活もそうですし、その子らしい余暇活動、それから、社会参加の部分。大人になってどういう姿になるかということを作っていくのが、小さいときからの保育であり教育であると思います。いつもすこやか福祉センターの障害者相談支援事業所のところで、勘案とか計画で参加させていただくときに、どうしても学校が落ちていたり、保育園や幼稚園の生活が落ちていたりすることが非常に気になっています。

保育園のところに巡回で訪問に行くのも、保育園や幼稚園の先生たちというのは、健常の方たちを主に育てるところで、でも、障害を持った人たちのヒントをもらう場所、そこで、ゆめなりあさんやアポロ園の職員さんが、発達障害の方、自閉症の方、ダウン症の方にはこういう配慮が必要であるということを確認に行くようなところだと思うのです。それを実際の保育の場面で生かす。できれば、そこで親御さんもいて、家庭生活に生かしていくという流れになってくるとと思います。

学校に行き出して、小学校、中学校、専門教育に入ると、やはり学校の先生が大きな専門家であり、その中で将来にわたって関わってくることだと思います。児童発達支援とか、あと学童。学童といっても、普通の学童ではなく専門的なところを放課後等デイサービスのところでやるときに、やはり組合せ、学校なり、そういうところの課題。そ

の人の今の課題を再調整して、療育に近いものやっけていくというのが連動なのですけれども、なかなか計画があっても連動するところまで思いが至らないので、計画は計画なのですけれども、育てた人間としては、日々何をどのようにその子に対して行うか。目標設定も健常な方と違って、小さい小さいスモールステップを、ただスモールステップを重ねていくのではなく、こういう身体自立なら身体自立、1人でできるようになるためという目標がある中で、今はどういう姿なのかということのを学校と、それから家庭と、児童相と、放課後等デイサービスでどのように連携を取っているのかと思うと、非常に不思議な部分があります。

勘案事項などでお母様たちに会うときに、「将来どのような姿にお子さんを育てたいですか」と、これは私が小さいときから療育にいたときに必ず先生に聞かれたことですが、そういうことを聞いたときに、ほとんどの方はそれに対してお答えになることはない、今のところ思っております。

ですので、確かに計画も大事です。ただ、ペアレントメンターとか緊急医療ホームもそうなのですけれども、そのご家庭を、お母様たちのメンタルをどのように支えるかということが目標であり、きっと疲れ果てたご家庭に、お母様が元気になって、その方の問題であることを毎日日々の中の積み重ねでちゃんとできるかどうかというと、時間的余裕がなく、疲れ果ててそれができないというのが問題なので、ご兄弟の精神状態、それから、ご家庭の、お母様の、お父様の精神状態を支えるために、緊急一時が大切であると。どうしてそれが大事なのかという視点が、もう少し必要なのかなと常々思います。お母様たちに出会うたびに思います。

ご家庭のお父様もお母様も、それからご兄弟も、障害のある子がいたとしても、それは家庭の中の4人なり5人なりの1人の存在であって、親御さんにも、それからご兄弟にもその方なりの人生があると思っております。ですので、その人生を歩むときに、歩む中で1人の障害を持っている人が大事な存在であるということも思い続けながら、大人にしていけないと、どうしてもその方が重荷になってしまったり、ご兄弟にとっては非常に長い人生の中で足を引っ張るような。足を引っ張るといのはおかしいけれども、それが支えになるお宅もあったり、依存関係になったり、大人になったときの姿もたくさん見ているもので、非常に危惧したりします。

ですので、確かに障害児の福祉計画なりというもので、一体、今、何がそろっているかというこの図ができてくるのもよく分かります。すごく素晴らしいものが今、中野の中でも出来上がっているし、支援者の方々に会うたびに、知識の高い方がたくさんいらっしゃるのいいことだと思うのですが、何のための教育なのか、何のための育ちなのかということから、ちょっと物事が進められればいいのかと思っております。

個人的には、かなり充実したものがたくさんありますし、専門家といわれる方たちがたくさん交わりながら支援をしていただいていると思っておりますので、あとはそれをどういう意味合いに取るかということ。そして、繰り返しになりますけれども、学校教育、それから、保育園や幼稚園の多くの時間を過ごしているところでの過ごし方とか、それから、目標設定。どちらかといったら、どこどこに通いますという福祉サービスの組立てよりも、その人がその中でどう過ごすか、これは個別支援計画だったりするのですけれども、そちらとの連動のほうが大事なような気が、育てた立場としてはいたします。

意見になってしまいましたけれども、いつもいつも気になっているのです。子どものことというのは、中野区のほうの障害福祉課、それから、子ども家庭、それから、地域支えあい、3つのところが入っているところで、それぞれの見方があるのですけれども、どこも一生懸命子どものことに関してはかなりの時間と経費をかけてやっけていらっやると思っています。



あと、発達障害の方たちも、本当に発達障害なのかと疑問が湧くようなケースも結構あり、あとは、パソコンの教室とか、放課後等デイサービスのほうもいろいろなものをアカデミックにやっていたりするところがありますので、塾と間違えているのではないかなというような参加の仕方をされているのも目に入りますし、必要などころに、必要な人たちに経費と、それから支援が行くような形になってほしいなというのが希望です。

## ○小澤部会長

どうもありがとうございました。この子どもの、今回第2期になるのですけれども、障害児福祉計画に関しては。これ第1期、第2期含めて、キーワードとしてはライフステージが登場するので、その意味では、切れ目のないというのは非常に大事なポイントになってくるのですが、今、上西委員がご指摘のとおり、逆にいろいろなところで非常に関係が広がっていますので、どこにやっぱり中心的な焦点を当てて、それを組み立てていくのかというのが意見の中で入っているのかなと思っております。現在の支援体制関係図をさっきからちょっと私も見ていたのですが、その意味では非常に多岐にわたる支援体制になっているのですが。やっぱり中心的なところをどこに置いて、どのようなニーズに対してどのような支援体制が展開していくのかみたいな組立て方も含めて、検討する必要性が出てくるのかなと思って聞いておりました。

あと、もう1つは、これもかねがね大きな課題なのですけれども、一番上のラインにある、支援体制図の保育園・幼稚園、小学校、中学校、青年期・成人期とあるのですが、基本的にはやっぱり教育が占めているウエイトが非常に大きいという中で、計画というところで、どういうふうに教育の位置づけをうまく持っていく必要があるのかというところ。それから、先ほど医療的ケアでコーディネーターの話が出たのですが、はっきり言いますと、多くは教育と福祉と医療の3領域にまたがった出来事なので、そうすると、本当の意味で多職種連携と、まさにコーディネーターが問われる場所なので、そんなこともやっぱり考える必要性が出てくるというのが、多分この第2期障害児福祉計画でも問われてくるかなと思って聞いておりました。どういう形で最終的な報告書というか、取りまとめに反映するか、ちょっとかなり検討事項だなと思って聞いていたのですが。

いずれにしても、そのような形で、何が中心で、どこを中心に展開していく必要があるのだろうかということは、今後少し検討させていただきたいと思いました。

よろしいでしょうか。どうぞ、相澤委員。

## ○相澤委員

すみません。ちょっと時間もないので、私からの意見なのですけれども、私、障害者福祉事業団で障害者の就労を中心に仕事をしているもので、このライフステージの支援体制関連図のところちょっと意見です。

まず、特別支援学校というのは、小学校、中学校、高等部があるのですけれども、ぜひ入れていただきたいなど、このように思っています。というのは、この中村委員と森本委員の今日の意見の中で、中村委員からは中野ならではの取組を充実させというのがあります。森本委員からは就労支援という切り口もありますということが書いてあるのですが、実は、中野区独自で特別支援学校高等部在学中から就労支援をしています。ほかの自治体ではやっていない、中野区の一般財源を使って、私どもの障害者福祉事業団に委託されております。この高校の高等部のところで、学校生活支援シート、特別支援学校では個別移行支援計画というような名称らしいのですけれども、そういうものに基づいて、在学中から一般企業への就職の取組などももう既に行っていますので、ぜひ支障がなければ、この福祉計画にも190ページのところにも記載されていますので、中野区独自で取組を既にやっているという成果があるところもあります。190ページの

主な取組の①です。ぜひ、そういうところも入れていただければと思います。あと、特別支援学校も、障害児の就労支援というところが、どうしても中心になっておりますので、それもぜひ入れていただければと思います。以上です。

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。就労支援に関しましては、もともと中野区がそれなりに先駆的に取り組まれているということが、この間、実績でもあるのです。それで、今、この障害児のところで確かに弱いなと思ったのが、学校から社会に出る、その移行のところですね。ただ、障害児支援でメインになっているのは、多分乳幼児期から学齢期、さらに学齢期の中でどういうふうに展開していくのかというのが、大体多くのイメージの中に入り込んでいるのですが、ご指摘のとおり、森本委員は就労支援が入っておりますし、ちょっとこの支援体制関係図も、終わりのほうに行くと中学校の次ぐらいが青年・成人期になっているのですけれども、基本的にはやっぱりそこに就労をどういうふうに移行させていくのか、移行していくのかという観点で、非常にクローズアップする場所があるのかなというのと、中野の実績がやっぱりそれに見合う場所なので、そこはきちりとこれまでの実績を踏まえて、より実績をどういうふうに展開していくのかきちり示していただくというご意見だったかと思います。

あとは、特別支援学校のほうでの取組も含めて、教育というところは広い意味で言えば、当然ですが特別支援教育も含めて全体は動いていますので、それも含めて少しこの支援関係図の中できちり位置づけていただきたいという、そういう要望が入っていたかと思います。

これは、事務局のほうはいかがでしょうか。幾つか要望が入っていたと思います。

#### ○石濱子ども特別支援課長

分かりました。お示しできるようにしていきたいと思います。

実際、特別支援教育についてですが、教育委員会から、この3月に特別支援教育の方針が新たに出ていまして、その中でやはり出口ですね。入口の部分は申し送りから個別支援計画で、小学校1年、4年、6年、必要があれば2年、4年も5年もあるのですが、小学校から中学校への申し送り、中学校から高校への申し送りですとか、中学校から、その後、サポート校ですとか、そこの出口の部分をもっと充実していかなければいけないということで、今回その出口をすこやか福祉センターへ引き継いでいくことについてを教育委員会のほうで盛り込んだところです。

ただ、実際的な部分というのはこれからですし、今、相澤委員がおっしゃった、既に取り組んでいる部分については表記をしていきたいと思います。ありがとうございます。

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。

だんだん時間も押してはきているのですが、いかがでしょうか。どうぞ、栗原委員。

#### ○栗原委員

資料での、支援の現状と課題という資料、今日、ご説明も頂きまして、その8ページの中でも障害児の支援事業計画というのが義務づけられてあるわけですけれども、その中で、ここにもありますセルフプラン、利用者のご自分で作られるのが、この文面でいくと、依然として2割を超えているということなのですね。多分この事業計画というのは、全体のライフステージの中でも重要なところだと思うのですけれども、そのために義務づけがあって、それは支援事業者によってやりなさいということだと思いますが、

一方では、セルフのプラン、要するに利用者が自分で、保護者が作ると。これは2割いるということで、少なくなっていないのだと思うのですね。数字は、例えば今の資料の9ページの上段に載っているのですけれども、今後こういうセルフプランという考え方も含めて、どのように考えているのでしょうか。あくまでもセルフの、保護者が作られたら、それはそれでいいと。そういうことも大切だという理解でいいのでしょうか。あるいは、あくまでも事業所をお願いしてやるという、どうなのでしょう。ここの文面も、依然として2割を超えていると、計画策定やセルフプラン。この依然としてというのは、どういう感じなのかなと思っています。そういうことで、ちょっとご質問をさせていただきます。

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。これはなかなか難しいというか、課題の大きいご質問かなと思って聞いていたのですが。

まず、事務局のほうはいかがでしょうか。要するに、この評価ですよね。この2割も超えているという。当然、場合によってはあまり望ましくないという意図が入っているかどうかというのも含めて。その場合、どういうふうに改善していくのか。そういう意図のご質問も入っていたかと思うのですけれども。

#### ○石濱子ども特別支援課長

先ほどから相談支援事業所で計画相談が少ないというお話をさせていただいておりましたけれども、区としては、やはりセルフプランをなくしていくという考え方でございます。

#### ○小澤部会長

よろしいでしょうか。

#### ○相澤委員

あと1点だけ、すみません。今のに続いて、そうしますと、例えば平成30年度333件が、31年度で226件になったことは、数字的に見て当然改善という言葉がいいのか分かりませんが、進んだなという形だと思いますが、この中には、やはりかなりの努力があるのですかね。セルフプランじゃなくて、そういう業者の専門といいますか、それでこういう数字になってきているのですかね。減少しているというか。そこをちょっとお願いします。

#### ○小澤部会長

これはご質問ですので、事務局のほう、いかがでしょうか。この間の数値の動きです。

#### ○石濱子ども特別支援課長

数字の動きとしては減少に、セルフプランをなくす方向で進めていますので、減少はしているが、依然としてということで、まだ足りないと考えているところです。

#### ○小澤部会長

宇田委員、どうぞ。

#### ○宇田委員

相談の現場にいて感じているところは、利用するサービスの技能発達とか、放課後等

デイサービスの事業者と親との関係の中で、やっぱり調整が必要なこととか、それから、親はやっぱりお子さんをお願いしているので言いづらさがあったりとか、そういうところにやっぱり相談支援事業所が第三者的に入るメリットは、やっぱり付き合いながら感じているのは絶えずあるかなとは思っています。

ただ、もちろんセルフで計画も立てられる方がいますけれども、それはやっぱり全面的に利用する事業所に委ねていることで満足している家庭ではないかなと思っていることが多々あります。

だから、やっぱり利用するとき、利用する側と、それから、サービスを提供する側にも、相談支援の立ち位置で、こういうところが何人かの親から改善してほしいというのがあるので、その辺工夫はありませんかという提案もできたりすることがあるのですね。相談支援の流れの中ではモニタリングとって、計画を立てた後にうまく使えているか、うまくサービスを提供できているかというアセスメントをするところがあるので、福祉サービスの質の向上には相談支援が第三者的に入る計画を立てることでやっていけるのではないかなと、日頃の中では感じているところがあります。

それから、私もすごく驚いているのは、本当に3年、4年ぐらい前は、児童は発達の年齢、就学前のお子さんのほうがすごく多くて、放課後等デイサービスも創設されたばかりだったので4対1ぐらいの、放課後等デイサービスが1で児童発達支援事業が4の、それがもう今は逆転して、放課後等デイサービスの人数ががばっと多くなっている。ということは、そのまま継続でサービスを利用している人たちが、まだまだこれから増えていくだろうと。だから、相談支援の計画を作成する事業所が増えても、相変わらず母数が増えていくので、なかなかそこが100%に近くなるにはちょっと時間がかかるのではないかなと思っています。

ただ、先ほど出ていたように、ちょっと気になるだけでも、福祉サービスの児童発達とか、放課後等デイサービスの対象なのかなと思う感じのお子さんたちも確かにいるのですよね。子育ての仕方の悩みの相談に乗ってあげるともうちょっと変わるのではないかと、そういう人たちもどんどん受給者証を発行して計画を立ててくれと流れてくるので、それがもうちょっと所管の段階でアセスメントできる機能がないかなというが、ちょっと日頃感じているところでもあります。

すみません。もう1つだけ。さっき言った母体の、保育園、幼稚園とか学校との関係なのですけれども、保育園巡回訪問って今、区でやっているのは、保育士さんへの助言がポイントが高いのですよね。親支援という視点では出発していないのですよ。保育士さんのスキルアップというやり方でやっているのです。

児童福祉法の保育所等訪問支援は、保護者とそのお子さんへの支援ということで、しかも頻度多く保育園に出向くというのが児童福祉法の保育園等訪問支援とあるのですね。

保育園側にそうやってお子さんのケアについて助言を受けながら、保育園も取り組むということであれば、保育園がなかなか受け入れないというのは、恐らく何のメリットもないというか、経営的には。というのが背景にあるのだろうとずっと思っているところがあるので、もし区が補填するのであれば、保育園側に何か補填してあげるほうが、保育所訪問支援をもっとうまく活用できるのではないかななんて、勝手な推測をしています。

ただ、学校のほうなのですけれども、初回の発見のときには、区の施設のアポロ園とかゆめなりあがアセスメントするというか、療育相談という機能を持っているので、そこに子育て支援が連携でつなげていくのですけれども、学齢がないのですね。学齢で発見されたお子さんについての入口がどこもないというのがあります。通常は保健福祉センター子育て支援と私たちは思います。なのだけれども、学校は知らないのですよ。なので、教育相談に大体学校はつなげますね。そうすると、教育相談から相談支援事業所

に直接流れてくるのが最近特に多いのです。しかも、どんな状況でつながっていくかという、教育相談なので、不登校になった段階です。だから、そういう感じで、発達に課題があって、不登校になったお子さんが学齢で出てきたときに、その入口の相談場所がどこにもない、区側のほうが。そんな感じがすごくして、こちらは一応学校から流れてきたときにはすこやかなほうに連携して、放課後等デイサービスとかの利用につなげたほうがいいのかどうかの判断を求めてからやりますけれども、何かお母さんにしてみれば、ぐるぐる回されている感じが、学齢のお子さんはあるかなというのがあります。

学校側が、いわゆる放課後等デイサービスとか児童発達の役割とか、どこの入口相談かというのが、学校側があまり知らないでいる。だから、教育相談に流す。教育相談も知らないといつの間にか障害児相談支援事業所に回してくるといふ、そんなことがあるので、もう少しうまく、せつかく構築した中野の子育て支援の流れの中に、学校も意識的に入れる、あるいは学校にもっと「こういうときにはこういうところにつなげてください」という啓発が必要ではないかなと。

先ほど言った連携という、細やかな「こういうときにどこにつなげようか」というガイドが、それぞれの機能にお互い知り合っているのがないと、うまく使えていないのではないかなということがあります。

## ○小澤部会長

ありがとうございました。いろいろな角度で、実際の計画相談のことも含めて指摘していただきましたので、やっぱり教育をどういうふうにこの中で位置づけていくかはずっと問われているかなと思いますので、今回の計画の中で、ちゃんとした連携や、あるいはライフステージに沿ったというところを皆さんのご意見を含めてまとめていくという形になっていくかと思えます。

長年の課題も多々入っていますので、急に解決できる課題でないものも多々あったりとか、あと、制度において課題が、多分先ほどの地域療育という視点と、それから、現在の保育所等訪問支援、これかなり違うのですよね、確かに。だから、そういう観点を新たな制度としてはどういうふうを考え直さなければいけないかということも入ると思います。

ちょっとこれに関しましては、本日、実質1回目的な要素がありましたから、結構事務的説明に時間を取らせていただいたので、審議時間があまりない状態ですので、これも意見書ないし、さらに追加意見とか、あるいは追加要望を頂いて、それでまた後日の審議会のときに検討させていただくという取扱いでもよろしいでしょうか。多分、この時間で、次の意見とか、次の思いとかたくさん出てくると私は思いますので、ご意見・ご質問ということで。これ様式は何かありますか。事務局が委員の皆さんに送っていただいて、提出の仕方は何でも結構というような感じで、メールでもあり、ファクスでもあり、あるいは直接持参していただくのもありで、そんな扱いをさせていただいたほうが本日はいいかなと思えました。よろしければそのような扱いで。

特に、障害児支援に関しましては、私はそう思うのですけれども、結構これはすごくいろいろな課題が山積する場所なので、なかなか一筋縄でいかない計画づくりだろうと思っていますので、ぜひ皆さんのほうからもさらに追加のご意見・ご質問、さらに「こういうアイデアで」、先ほどの連携ですね。コーディネーター研修の中にも幾つかアイデアが入っていたので、ああいったものはやっぱり積極的に今回の計画で、医療的ケアにこだわらずに、いろいろな角度で連携を推進するコーディネーターをどういうふうに位置づける、あるいは考える必要があるかというのは問われたかと思えますので、そんなのはアイデアのほうに入ると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

実は、もう1つ、この次第の中にもう1点だけ、これは純粹に報告ですから、簡単に、手短かに終わるのではないかと思いますので、まず、障害児支援の議題に関しては、さらなるご意見・ご質問は、この後、事務局に何らかの形で提出、提案していただくという扱いにさせていただきます。

2点目は、これまでの2回、3回で出た意見を簡単に紹介する、あるいはちょっと報告する場ということなのですが、これは事務局のほうでよろしいですか。

#### ○石崎福祉推進課長

これまでのご意見につきましては、今日配付しました資料5-1と5-2がこれまで皆様方から頂いたご意見でございます。資料5-1のほうを御覧いただければと思います。

中野区における障害福祉の現状と課題について上の部分、議事3の中野区における障害児支援の現状と課題についてはその下の部分。また、裏面のほうを見ていただけると、障害福祉サービス意向調査の実施についてのご意見、それに対する区の回答という形でお示しをさせていただいております。1つ1つやりますとちょっと時間がございませんので、後ほどお読み取りいただければと思ってございます。

同じように、資料5-2のほうでは、第3回の議事へのご意見を頂いたものについて、それぞれの議事別にまとめさせていただいております。先ほど部会長からありましたように、この部分についても審議というか書面審査でございました。本日以降、事務局のほうから、改めて委員の皆様の方に質問連絡票という形で送らせていただきます。今までの審議についてさらにご質問・ご意見等があれば、記入しお送りください。

次回の開催は7月28日ですので、それまでにご意見に対する回答も含めて、次の回でご議論いただけるようにしたいと思いますので、締切りの日程も含めて改めて委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○小澤部会長

ありがとうございます。本日の議題の2番目は、第2回、第3回でそれぞれ事前にご意見・ご質問を頂いていました。これを眺めまして、改めてこういう意見が、あるいはこういう質問が、それに対して事務局はこういうふうには回答しているのだということ踏まえた上で、また本日第4回に関してもご意見・ご質問は先ほど言ったとおりですが、場合によっては第2回、第3回のこの全体像を見たときに、また改めてこういったところを少し検討する必要があるのではないかとということも、これから事務局が皆さんに送ります質問・意見書の中に記載しても、そういう扱いでも対応できるようにしたいと思っています。というところが、2番目の報告事項の扱いにさせていただいたところですか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、一応本日は、前半で事務的な連絡やその他がありましたので、ちょっと時間を取ってしまいました。

最後にその他事項ということで、これは事務局のほうから連絡事項ですね。ご案内をよろしく願いしたいと思います。

#### ○石崎福祉推進課長

それでは、次回の当部会は7月28日の火曜日、19時から21時までということまで予定をしたいと思います。会場につきましては、中野区役所の会議室を予定してございます。また当日会場が決まりましたお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、本日ももしお車でお越しの委員の方がいらっしゃいましたら、駐車券にス

ランプを押させていただきますので、終わりましたら事務局のほうにその旨をお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小澤部会長

以上を持ちまして、本日の議事は全て終了になりました。皆さん、本当にこのような状況の中でご参加してどうもありがとうございました。また今度7月28日ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はこれで終了します。ありがとうございました。

――了――